

「ジュニア育成地域推進事業」における  
不適正な会計処理と再発防止策について

平成 29 年 12 月

東 京 都  
公益財団法人東京都体育協会

## はじめに

本件事案は、公益財団法人東京都体育協会（以下「都体協」という。）に加盟する特定非営利活動法人目黒体育協会（以下「目黒体協」という。）傘下の加盟団体目黒区柔道連盟の理事長が、「ジュニア育成地域推進事業」における共催分担金（以下「分担金」という。）について、不適正な会計処理を行い、その一部について私的流用を行ったものです。

東京都及び都体協は、東京都のスポーツ推進に向け、法令やガイドライン等に則り、コンプライアンスの推進に努めてきたところですが、このような事態が生じたことは、誠に残念です。

今回の件で、柔道に励む地域のジュニア層（小学生以下（未就学児を含む。）、中学生、高校生）や関係者、ひいては都内のスポーツ関係者に多大なご迷惑をおかけし、都のスポーツ施策への信頼を損ねることとなりました。心からお詫び申し上げます。

この事案を厳粛に受け止め、東京都と都体協では、事案の背景と原因を分析し、再発防止策を取りまとめました。

東京都及び都体協は、二度とこのような不適正事案が発生しないよう、関係者ととともに再発防止に真摯に取り組んでまいります。

東京都オリンピック・パラリンピック準備局 局長 潮田 勉

公益財団法人東京都体育協会 理事長 並木 一夫

## 目次

	(頁)
はじめに	1
<b>第一 「ジュニア育成地域推進事業」と各主体の役割等について</b>	<b>3</b>
1 「ジュニア育成地域推進事業」について	
2 「ジュニア育成地域推進事業」における各主体の基本的役割等	
<b>第二 不適正事案の概要について</b>	<b>5</b>
<b>第三 今回の不適正事案の原因や背景等の分析</b>	<b>6</b>
1 個人のモラルの欠如と公金に対する意識の低さ	
2 主管団体（加盟団体）における不適切な会計管理方法	
3 地区体協等におけるチェック機能	
<b>第四 今回の事案を踏まえた再発防止策</b>	<b>7</b>
1 コンプライアンス意識の向上	
2 主管団体（加盟団体）における適切な会計管理の確保	
3 地区体協等におけるチェック機能の強化	
<b>第五 信頼の回復に向けて</b>	<b>10</b>

## 第一 「ジュニア育成地域推進事業」と各主体の役割等について

### 1 「ジュニア育成地域推進事業」について

- 「ジュニア育成地域推進事業」は、地域のスポーツ振興のため、地域におけるジュニアスポーツの裾野を広げることを目的とした事業である。
- 事業は大きく分けて2種類あり、一つは、東京都・都体協・地区体育協会（以下「地区体協」という。）が共催事業として行う「地区体育協会等事業」、もう一つは、特定の競技の裾野拡大のため、東京都・都体協・競技団体が共催事業として行う「競技団体事業」である。事業の代表的なものは地域のジュニア層のための競技大会や練習会などであり、平成29年度は両者あわせて72団体860事業が実施される予定である。
- 目黒体協は地区体協の一つであり、今回の事案は、「地区体育協会等事業」の一つである「目黒区ジュニア柔道強化練習会」に関して起こったものである。

### 2 「ジュニア育成地域推進事業」における各主体の基本的役割等

#### (1) 東京都

東京都は、事業の共催者として、例年4月に都体協と結ぶ協定に基づき、本事業の経費として分担金を都体協に支出する。分担金は全額都の負担である。

#### (2) 都体協

都体協は、事業の共催者として、都体協が定める本事業の実施要項に基づき、分担金を希望する地区体協の申請書等を受け付け、ヒアリングを行い、要項の定めに合致すると認められる事業を決定の上、地区体協に分担金を交付する。

事業実施主体である地区体協との関わりは、要項に基づく契約関係となる。

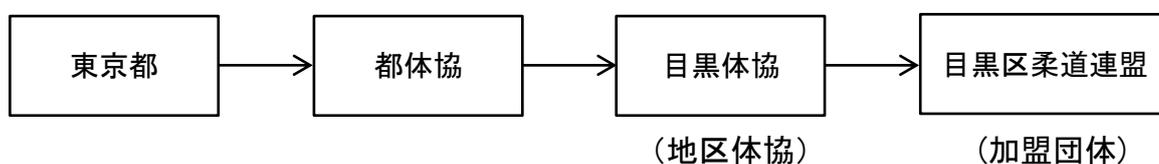
#### (3) 地区体協（目黒体協）

本事業の実施主体である地区体協は、受領した分担金を、加盟団体に交付する。事業終了後に加盟団体から提出された事業実施報告書及び収支決算書等（以下「報告書」等という。）を精査のうえ、都体協に提出する。

(4) 加盟団体（目黒区柔道連盟）

加盟団体は、地区柔道連盟など、地域のスポーツ振興を実際に担う団体である。加盟団体は、分担金を活用し、必要な講師やスタッフを集め、物品を調達し、競技大会や練習会等を実施する。事業終了後は、事業実施報告書（収支報告書等、領収書など必要書類を含む。）を地区体協に提出する。

(分担金の流れ)



## 第二 不適正事案の概要について

平成 29 年 7 月に開催された「目黒区ジュニア柔道強化練習会」の事業終了後、目黒体協から提出された報告書等について都体協職員が確認を行った。その中で、弁当代や飲み物代に関し、既に閉店した店舗 A（所在地：板橋区）の領収書が提出されていた。当該職員は、店舗 A の所在地の地域事情に明るかったことからこの問題に気付いた。

都体協で、当事実について調査を進めたところ、理事長が、平成 24 年度から平成 29 年度にかけて、弁当代や飲み物代について、自らが経営していた店舗 A の領収書を閉店後も使用し、虚偽の領収書を作成していたことが分かった。そして、その領収書により、分担金を実際に使用していた金額より多く申請、受領していたことが判明した。実際は、目黒区柔道連盟は「目黒区ジュニア柔道強化練習会」の開催にあたり、弁当代や飲み物を別の店舗やコンビニエンスストア等で購入していた。しかし、報告書等を理事長が作成しており、提出の際に実際のレシートは使用せず、閉店後の店舗 A の未使用の領収書に一括して金額を記載した虚偽の領収書を報告書等の資料として使用し、目黒体協へ提出していた。

また、目黒区柔道連盟は、平成 24 年度から平成 29 年度の消耗品や文房具代についても、理事長が経営していた複数の会社発行の虚偽の領収書や、持ち合わせていた他の会社の虚偽の領収書を使用し、分担金を申請、受領していた。実際は、理事長がこれらの消耗品を別会社に発注したり、自らが個人として製作するなどしていた（個人として製作した消耗品は分担金交付の対象とならない）。

目黒区柔道連盟は、「目黒区ジュニア柔道強化練習会」に関する報告書等の作成を理事長に一任しており、会長、会計担当者は収支決算書のみにより監査していた。

目黒区柔道連盟理事長によれば、虚偽の領収書を使って交付を受けた分担金と実際に調達・発注した金額との差額は、私的に流用したということである。

用途は、柔道事業や行政関係の交流のため、都外の自宅から都内に行く際の車両の燃料費、有料道路通行料、または鉄道運賃等に流用した。

### 第三 今回の不適正事案の原因や背景等の分析

#### 1 個人のモラルの欠如と公金に対する意識の低さ

目黒区柔道連盟理事長は、自らが経営してきた店舗や会社の白紙の領収書を、閉店後も自らの裁量で発行したほか、持ち合わせていた他の会社の領収書も同様に発行して、公金である分担金の一部を私的に流用していた。また、そのことに関する都体協の調査にも、当初は虚偽の報告を行った。こうした一連の行動においては、理事長自身のモラルの欠如と公金である分担金を扱うことに対する意識の低さが顕著であり、その方法も悪質であると言わざるを得ない。

#### 2 主管団体（加盟団体）における不適切な会計管理方法

平成 29 年度「ジュニア柔道強化練習会」の運営において、主管団体である目黒区柔道連盟では、会計担当名義の口座に入金された分担金で、2名の会計担当者が当日の講師謝金、交通費、弁当代、飲み物代等を支払った後、残金と預かった領収書を理事長に渡し、理事長が報告書等を作成し、目黒体協に提出していた。

残金と領収書の管理、目黒体協への報告書等の作成は、全て理事長 1 人が行っており、連盟内部には報告書等作成時に他の者が会計の内容を検査確認するなどの、分担金の適正な執行を確保する仕組みがなかった。

#### 3 地区体協等におけるチェック機能

都体協では、分担金交付を希望する団体関係者向けに「ジュニア育成地域推進事業 事務の手引き」（以下「手引き」という。）を作成し、正しい会計処理を呼びかける内容を設け、地区体協及び加盟団体への普及啓発に努めている。

目黒体協は手引きに従い、実施報告書等の検査を行い、都体協に提出していた。

しかしながら、加盟団体が提出した書類に対して地区体協が行う検査は、提出書類に不備がないか、必要事項は記入されているか等の外形的検査であったため、添付された領収書の偽造まで見抜くことは困難であった。

## 第四 今回の事案を踏まえた再発防止策

今回の事案における、「原因及び背景」「対策の方向性」「具体策」をまとめると以下のようなになる。

原因及び背景	対策の方向性	具体策
個人のモラルの欠如と公金に対する意識の低さ	コンプライアンス意識の向上	(1)管理者・会計担当者向けコンプライアンス研修の実施
主管団体（加盟団体）における不適切な会計管理方法	主管団体（加盟団体）における適切な会計管理の確保	(1)様式書類等の見直し (2)複数人による現金出納管理の徹底
地区体協等におけるチェック機能	地区体協等におけるチェック機能の強化	(1)「分担金の処理方法の再確認」の実施 (2)実務者研修の充実 (3)関係規程の整備と周知 (4)会計処理に関するコンプライアンス相談窓口の設置

### （対策の方向性と具体策の説明）

#### 1 コンプライアンス意識の向上

##### （1）管理者・会計担当者向けコンプライアンス研修の実施（平成30年1月～2月、平成30年度以降、毎年度実施）【東京都・都体協】

- 各地区体協管理者・事務担当者、各地区体協傘下の加盟団体管理者・会計担当者を対象に、弁護士によるコンプライアンス研修を行う。
- 研修の中で、会計処理に関するコンプライアンス相談窓口を十分周知する。
- 地区体協等にも同種の研修開催を呼びかける。

## 2 主管団体（加盟団体）における適切な会計管理の確保

### （1）様式書類等の見直し（平成 30 年度～）【都体協】

- 加盟団体の担当者が一人で分担金の管理・精算実務及び報告書等の実務を完結させないよう、現行の報告書等の収支決算書様式を見直す。
- 具体的には、これまでの様式に、新たに主管団体（加盟団体）の代表者及び会計担当者の署名捺印欄を追加し、領収書添付のページにも主管団体（加盟団体）の代表者及び会計担当者の署名捺印欄を設ける。
- これにより、収支決算書・領収書の複数人による確認を客観化・明確化する。

### （2）複数人による現金出納管理の徹底（平成 29 年 12 月～）【加盟団体】

- 加盟団体は、分担金を管理する銀行口座等について、通帳と印鑑をそれぞれ別の担当者が保管するなど、現金出納の管理を複数の関係者の下で行う仕組みを確保する。

## 3 地区体協等におけるチェック機能の強化

### （1）「分担金の処理方法の再確認」の実施（平成 29 年 12 月～）

#### 【東京都・都体協】

- 地区体協等に「再確認シート」を送付し、回答を求める。
- 地区体協等に対しヒアリングを行い、事業担当者等が分担金申請・報告書提出時に理解しておかなければならないポイントや、書類等の保管状況、加盟団体への働きかけ方等を確認する。

### （2）実務者研修の充実（毎年の研修実施時）【都体協】

- 従前から実施している、都体協主催の説明会を実務者研修として充実するとともに、地区体協等からの相談の機会において、手引き等の内容を十分周知する。
- 地区体協及び傘下の加盟団体の役員や事務担当者に異動があった場合は、新任者に対し、1年以内に研修を行う。

### （3）関係規程の整備と周知（平成 30 年度～）【都体協】

- 公金の不適正な会計処理等を予防するため、都体協が定める実施要項等における、分担金を返還する際の違約金に関する規程等を見直し、関係者へ周知する。

(4) 会計処理に関するコンプライアンス相談窓口の設置（平成 30 年 1 月～）

【東京都】

- 「会計処理に関するコンプライアンス相談窓口」を設置し、都体協から分担金等を受け事業を実施している団体等の選手（選手の家族を含む。）、指導者、関係者などから、不適正な会計処理が疑われる行動・事象について、文書やメールで情報提供・相談を受け付ける。
- 情報提供・相談があった場合、東京都職員及び都体協職員でヒアリング等の調査を行うなど、問題の把握と解決に当たる。

## 第五 信頼の回復に向けて

今回の不適正事案は、地域のスポーツ振興に取り組む人々にとって、あってはならないことであり、スポーツを愛する地域のジュニア層や保護者たちに深い失望を与えることとなった。当該加盟団体が長きにわたり、地道に取り組んできた、柔道を通じた地域への貢献も、一人の不適切な行為により、大きくその信頼性を損ねることとなった。

東京都は、スポーツ都市東京の実現に向け、スポーツ振興を行っている。貴重な都税で支えられているスポーツ事業に関わる多くの関係者は、今一度、公金を使った事業の重みを心に留め、モラルを自覚し、高いコンプライアンス意識を持って、スポーツ振興に取り組んでいくことが必要である。

東京のスポーツを支える地域基盤を、曇りなき健全なものとしていくために、関係者一同、それぞれの立場で再発防止策に真摯に取り組み、信頼回復に全力を挙げていく。